

名古屋市盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 視覚と聴覚に重複して障害のある者（以下「盲ろう者」という。）に対し、通訳・介助員を派遣することにより、意思疎通及び移動の円滑化を推進し、盲ろう者の自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

(実施主体及び運営主体)

第2条 この事業の実施主体は、名古屋市（以下「市」という。）とする。ただし、この事業の運営については、市長が指定する団体（以下「運営団体」という。）に委託することができる。

(運営団体)

第3条 本事業の運営団体は、社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会とする。

(通訳・介助員の派遣)

第4条 運営団体は、第1条の目的を達成するため、第8条に規定する派遣対象者に対し、その申込に応じて通訳・介助員を派遣する。

(通訳・介助員)

第5条 この要綱において通訳・介助員とは、身体障害者の福祉に理解と熱意があり、手話（触手話、接近手話を含む。）や要約筆記、点字、指点字、指文字、ブリストタ等の盲ろう者との通訳技術を有する者であって、市区域内及び市近隣市町村区域内において盲ろう者の通訳・介助を行うことができる18歳以上の者をいう。

2 通訳・介助員は、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 手話通訳、要約筆記又は点字等の経験を有し、市又は愛知県が実施する盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会を修了した者
- (2) 社会福祉法人全国盲ろう者協会が実施する盲ろう者向け通訳・介助者養成研修会を修了した者
- (3) その他市が特に認めた者

3 通訳・介助員として登録を希望する者は、運営団体を經由してあらかじめ市長に派遣登録の申し出しなければならない。

(通訳・介助員の登録抹消)

第6条 市長は、通訳・介助員が次の各号のいずれかに該当するときは、通訳・介助員としての登録を抹消することができる。

- (1) 前条第2項に規定する要件を満たさなくなったとき

- (2) 通訳・介助員として不適格と認められる事由が生じたとき
- (3) 通訳・介助員として活動することができない等の事由により、通訳・介助員から申し出があったとき

(通訳・介助員の遵守事項)

第7条 通訳・介助員は、次の各号に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 通訳・介助員としての活動中は、常に登録証を携行すること
- (2) 盲ろう者の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を保持し、身上等によって差別的な取扱いをしないこと
- (3) 通訳・介助技術の向上のための自己研鑽に励むとともに、盲ろう者の理解促進や福祉増進等に努めること

(派遣対象者)

第8条 この要綱により通訳・介助員の派遣を受けることができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本市の住民であって身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表5に定める身体障害等級のうち視覚又は聴覚障害のいずれかの障害程度が4級以上に該当し、視覚及び聴覚障害の重複による障害の程度が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 市・区役所・社会福祉協議会等公的機関及び障害者団体（以下「公的機関等」という。）

(派遣事由)

第9条 第4条に規定する通訳・介助員の派遣対象となる事由は、適当な意思疎通支援及び移動支援の任に当たる者がいない場合であって、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 盲ろう者であって、次のいずれかに該当する場合
 - イ 市・区役所・学校等公的機関を訪れる場合
 - ロ 受診または相談のため医療機関を訪れる場合
 - ハ その他日常生活に必要な外出や居宅での通訳が必要と市長が認める場合
- (2) 公的機関等が盲ろう者のために研修・会議等を開催する場合
- (3) 災害時において避難所等で盲ろう者が意思疎通支援及び移動支援を必要とする場合

2 運営団体は、前項第1号ハに規定する派遣の可否の判断にあたっては、事前に市長に協議しなければならない。

(費用)

第10条 市長は、この事業の委託に要する経費を運営団体に支弁するものとする。

(利用料)

第11条 この事業にかかる派遣対象者に対する利用料は、これを徴収しないものとする。

(報告)

第12条 運営団体は、通訳・介助員の活動状況について、毎月分を翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(頸肩腕障害に関する健康診断)

第13条 運営団体は、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害に起因する疾患等の健康障害を予防し、盲ろう者向け通訳・介助員の健康保持を図り、もってこの事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、第5条に定める通訳・介助員のうち活動を休止していない者に対して、頸肩腕障害に関する健康診断を実施できるよう調整を行う。

2 検診の結果を踏まえて、通訳・介助員より相談があった際に、運営団体は必要に応じて派遣事業の業務量を調整するなど状況に応じた対応を行う。

(監査等)

第14条 市長は、必要があると認めたときは、運営団体に対し、事業内容を調査し、書類等の提出を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるものの他、この事業の実施に関し、必要と認める事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。